

随意契約理由書

件名	玉津処理場 2号生汚泥濃縮機補修
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本設備の生汚泥濃縮機は水処理の最初沈澱池で分離した汚泥を濃縮する設備で、平成17年に(株)神鋼環境ソリューションが設計・製作・据付したものである。</p> <p>硫化水素ガスの影響でローラー・機器シール等が腐食劣化しており、都度応急処置を行いながら運転しているが、今回、恒久的な補修を行う。</p> <p>生汚泥濃縮機は2台の機器を設置して切替可動しているが、劣化の頻度の高かった1号機は平成29年に補修済みである。</p> <p>本補修には、製造会社しか知りえない技術的データ及び、機器の総合的な調整や整備のノウハウが必要なため、製造会社しか履行することができない。</p> <p>本設備の製造会社は(株)神鋼環境ソリューションであるが、そのメンテナンス部門については神鋼環境メンテナンス(株)に移管されている。よって当該業務を履行できるのは上記業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記請負業者との随意契約を行うものである</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局西水環境センター西神施設課 担当 的場 (電話番号 927-5078)